工事請負契約書(案)

１．工事番号・名称　　第　２６－２１１２０－０００２　号
　　県中保健福祉事務所電話設備更新　工事
２．工 事 の 場 所　　須賀川市旭町地内
　　着　工　　令和　　年　　月　　日
３．工　　期
　　完　成　　令和　　年　　月　　日.

４．工事請負代金の額　　金　　円　也
　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
　　金　　円　也
５．契 約 保 証 金

上記の工事について、発注者　福島県　と受注者　　は、福島県工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

（書面契約による場合）

上記の契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

（電子契約による場合）

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の４の２に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

（以下は該当する場合に記載すること）

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

令和　　年　　月　　日

発注者

受注者

工事　条件付一般競争入札

特約条項

第１　約款第３８条第１項ただし書きの表中、請負代金額２，０００万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は３回（中間前金払をする場合は２回）とする。

第２　受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第１０条第２項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

第３　約款第３７条に次のただし書を加える。

ただし、平成２８年４月１日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の１００分の２５を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。